

学 則

- 1 研修の目的
在宅サービスの中核となる介護員の養成を図り、高齢化社会への対応の一助とする。
- 2 研修の名称
介護職員初任者研修
- 3 研修の要旨

事業所の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員(人)	受講料	受講対象者
函館市	昼間	1年	1年	40	<ul style="list-style-type: none"> ・短期大学生→ 特に課さない(年間授業料に含まれる) ・科目等履修生→ 40,000円(実習費別途徴収) ・協定を締結した高校の生徒→受講料は課さない(実習費のみ徴収) 	函館大谷短期大学学生、科目等履修生及び協定を締結した高校の生徒

- 4 受講手続
 - (1) 募集期間
開講の概ね3週間前から募集し、1週間前に締め切る。
 - (2) 受講料納入方法
短期大学本科学生は、学納金をもって受講料とし、本研修受講のための特別な受講料は課さない。また、協定を締結した高校の生徒についても、受講料は課さない。但し、科目等履修生については、所定の期日までに受講料を納めるものとする。
 - (3) 受講料返還方法
(2)により、短期大学本科学生及び協定を締結した高校の生徒については、返還すべき金銭は発生しない。また、科目等履修生については、研修開始後の受講料は返還しない。
- 5 研修時間数及びカリキュラム
研修時間数及びカリキュラム等は、別紙1(参照)のとおりとする。
- 6 主要テキスト
介護職員初任者研修テキスト 中央法規出版
- 7 修了認定
 - (1) 出欠の確認方法
各教科の開始前に出欠確認を行う。
 - (2) 成績の評定方法
成績評定は、各科目担当教員等が受講者の理解度、授業態度等を勘案して行う。
 - (3) 修了の認定方法
原則として、研修におけるすべての科目を受講すること。なお、やむを得ず欠席をした場合、講義科目については補習もしくは自習レポートの提出、実技科目については補習、実習科目については追実習を課す。
 - (4) 修了証明書
修了が認定された者には、別紙3(省略)の修了証明書を交付する。
- 8 補講の取扱い
諸事情により規定の時間数に満たない場合は、予め周知して補講を行う。
- 9 退学規定
 - (1) 受講者が退学しようとするときは、所定の退学届を提出すること。
 - (2) 受講者が当短期大学の定める諸規定を守らず、又は受講者としての本分にもとる次の行為のあったときには、退学を命ずることがある。
 - ア 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。
 - イ 学力劣等で修了の見込みがないと認められるとき。
 - ウ 正当な理由がなく出席が常でない者
 - エ 研修の秩序を乱している者
- 10 講師
この研修を行う為の講師は、別紙4(参照)に掲げる者とする。
- 11 実習施設
この研修を行う為の実習施設は、別紙5(参照)に掲げる施設とする。

1. この学則は、平成13年4月1日から施行する。

途中省略

1. この^附学^則は、平成27年4月1日から施行する。

※免除科目の詳細については、事務局までお問い合わせください。

添付2号様式

学 則

1 研修の目的

在宅サービスの中核となる介護員の養成を図り、高齢化社会への対応の一助とする。

- 2 研修の名称
 函館大谷短期大学介護員（ホームヘルパー）養成研修
- 3 研修の要旨

研修 課程	事業所の 所在地	研修 形態	修業 年限	研修 期間	定員 (人)	受講料	受講対象者
2級	函館市	昼間	1年	1年	40	短期大学生→ 特に課さない 科目等履修生→ 40,000円 協定を締結した高校 の生徒→ 特に課さない	函館大谷短期大学学 生、科目等履修生及び 協定を締結した高校の 生徒

4 受講手続

- (1) 募集期間
 開講の概ね3週間前から募集し、1週間前に締め切る。
- (2) 受講料納入方法
 短期大学本科学生は、学納金をもって受講料とし、本研修受講のための特別な受講料は課さない。また、協定を締結した高校の生徒についても、受講料は課さない。但し、科目等履修生については、所定の期日までに受講料を納めるものとする。
- (3) 受講料返還方法
 (2)により、短期大学本科学生及び協定を締結した高校の生徒については、返還すべき金銭は発生しない。また、科目等履修生については、研修開始後の受講料は返還しない。

5 研修時間数及びカリキュラム

研修時間数及びカリキュラム等は、別紙1のとおりとする。

6 研修の免除

免除科目は、別紙2のとおりとする。ただし、受講者から所定の免除申請があった場合に限る。

7 主要テキスト

ホームヘルパー講座2級課程テキスト 日本医療企画発行

8 修了認定

- (1) 出欠確認
 各教科の開始前に出欠確認を行う。
- (2) 成績の評定方法
 成績評定は、各科目担当教員等が受講者の理解度、授業態度等を勘案して行う。
- (3) 修了の認定
 原則として、研修におけるすべての科目を受講すること。なお、やむを得ず欠席をした場合、講義科目については補習もしくは自習レポートの提出、実技科目については補習、実習科目については追実習を課す。
- (4) 修了証明書
 修了が認定された者には、別紙3の修了証明書を交付する。

9 補講の取扱い

諸事情により規定の時間数に満たない場合は、予め周知して補講を行う。

10 退学規定

- (1) 受講者が退学しようとするときは、所定の退学届を提出すること。
- (2) 受講者が当短期大学の定める諸規定を守らず、又は受講者としての本分にもとる次の行為のあったときには、退学を命ずることがある。
- ア 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。
 - イ 学力劣等で修了の見込みがないと認められるとき。
 - ウ 正当な理由がなく出席が常でない者
 - エ 研修の秩序を乱している者

11 講師

この研修を行う為の講師は、別紙4に掲げる者とする。

12 実習施設

この研修を行う為の実習施設は、別紙5に掲げる施設とする。

1. この学則は、^附 ^則平成13年4月1日から施行する。

1. この学則は、^附 ^則平成17年10月1日から施行する。

1. この学則は、^附 ^則平成19年10月19日から施行する。

1. この学則は、^附 ^則平成21年4月14日から施行する。

1. この学則は、^附 ^則平成22年4月13日から施行する。

学 則

- 1 研修の目的
在宅サービスの中核となる介護員の養成を図り、高齢化社会への対応の一助とする。
- 2 研修の名称
函館大谷短期大学介護員（ホームヘルパー）養成研修
- 3 研修の要旨

研修 課程	事業所の 所在地	研修 形態	修 業 年 限	研 修 期 間	定 員 (人)	受 講 料	受講対象者
2 級	函館市	昼間	1 年	1 年	4 0	短期大学生→ 特に課さない 科目等履修生→ 40,000円	函館大谷短期大学学 生及び科目等履修生

- 4 受講手続
 - (1) 募集期間
開講の概ね 3 週間前から募集し、1 週間前に締め切る。
 - (2) 受講料納入方法
短期大学本科学生は、学納金をもって受講料とする。よって本研修受講のための特別な受講料は課さない。但し、科目等履修生については、所定の期日までに受講料を納めるものとする。
 - (3) 受講料返還方法
(2)により、短期大学本科学生については返還すべき金銭は発生しない。また、科目等履修生については、研修開始後の受講料は返還しない。
- 5 研修時間数及びカリキュラム
研修時間数及びカリキュラム等は、別紙 1 のとおりとする。
- 6 研修の免除
免除科目は、別紙 2 のとおりとする。ただし、受講者から所定の免除申請があった場合に限る。
- 7 主要テキスト
2 級課程 ホームヘルパー養成研修テキスト 長寿社会開発センター発行
- 8 修了認定
 - (1) 出欠確認
各教科の開始前に出欠確認を行う。
 - (2) 成績の評定方法
成績評定は、各科目担当教員等が受講者の理解度、授業態度等を勘案して行う。
 - (3) 修了の認定
原則として、研修におけるすべての科目を受講すること。なお、やむを得ず欠席をした場合、講義科目については補習もしくは自習レポートの提出、実技科目については補習、実習科目については追実習を課す。
 - (4) 修了証明書
修了が認定された者には、別紙 3 の修了証明書を交付する。
- 9 補講の取扱い
諸事情により規定の時間数に満たない場合は、予め周知して補講を行う。
- 10 退学規定
 - (1) 受講者が退学しようとするときは、所定の退学届を提出すること。
 - (2) 受講者が当短期大学の定める諸規定を守らず、又は受講者としての本分にもとる次の行為のあったときには、退学を命ずることがある。
 - ア 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。
 - イ 学力劣等で修了の見込みがないと認められるとき。
 - ウ 正当な理由がなく出席が常でない者
 - エ 研修の秩序を乱している者
- 11 講師
この研修を行う為の講師は、別紙 4 に掲げる者とする。

- 12 実習施設
この研修を行う為の実習施設は、別紙5に掲げる施設とする。

- 附 則
1. この学則は、平成13年4月1日から施行する。
附 則
1. この学則は、平成17年10月1日から施行する。
附 則
1. この学則は、平成19年10月19日から施行する。
附 則
1. この学則は、平成21年4月14日から施行する。
0 添付2号様式

学 則

- 1 研修の目的
在宅サービスの中核となる訪問介護員の養成を図り、高齢化社会への対応の一助とする。
2 研修の名称
函館大谷短期大学訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修
3 研修の要旨

研修課程	事業所の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員(人)	受講料	受講対象者
2級	函館市	昼間	1年	6月	40	特に課さない	函館大谷短期大学学生及び科目等履修生

- 4 受講手続
(1) 募集期間
開講の概ね3週間前から募集し、1週間前に締め切る。
(2) 受講料納入方法
短期大学本科学生及び科目等履修生の納入金をもって受講料とする。
(3) 受講料返還方法
(2)により、返還すべき金銭は発生しない。
5 研修時間数
研修時間数は、別紙1のとおりとする。
6 研修の免除
免除科目は、別紙2のとおりとする。ただし、受講者から所定の免除申請があった場合に限る。
7 主要テキスト
2級課程 ホームヘルパー養成研修テキスト 長寿社会開発センター発行
8 修了認定
(1) 出欠確認
各教科の開始前に出欠確認を行う。
(2) 成績の認定方法
成績の評定は行わない。
(3) 修了の認定
原則として、研修におけるすべての科目を受講すること。なお、やむを得ず欠席をした場合、講義科目については補習もしくは自習レポートの提出、実技科目については補習、実習科目については追実習を課す。
(4) 修了証明書
修了が認定された者には、別紙3の修了証明書を交付する。
9 退学規定
(1) 受講者が退学しようとするときは、所定の退学届を提出すること。
(2) 受講者が当短期大学の定める諸規定を守らず、又は受講者としての本分にもとる次の行為のあったときには、退学を命ずることがある。
ア 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。
イ 学力劣等で修了の見込みがないと認められるとき。
ウ 正当な理由がなく欠席が常でない者
エ 研修の秩序を乱している者

附 則

1. この学則は、平成13年4月1日から施行する。
1. この学則は、平成17年10月1日から施行する。